

令和 6 年度施設等利用費及び

豊島区特定教育・保育施設等通園児保護者補助金のご案内

■ 補助の対象となる方

次の(1)～(3)すべてを満たしている方が対象となります。

- (1) 幼児と同居する保護者で豊島区に住所を有している方。
- (2) 新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園に幼児を通園させている方。
- (3) 幼児が対象年齢区分に該当している方。

■ 申請書類について

- (1) 全ての方: **補助金申請書**（以下「**申請書**」といいます。）を各幼稚園に提出
- (2) **認可外保育施設等の利用料を請求する場合、別様式にして手続きが必要です。**
- (3) 下記に該当する方は、申請書に必要書類をホッチキス留めにて添付してください。
ただし、**特定負担額に伴う負担軽減補助金申請にかかる個人番号の調書**（以下「**個人番号の調書**」）について、**個人番号確認書類及び本人確認書類とともに幼稚園等に提出してください。**
（詳細は「**特定負担額に伴う負担軽減補助金申請にかかる個人番号の調書**」を参照ください。）
※添付漏れの場合、補助金の交付ができなくなることがありますので、ご注意ください。

対象	必要書類
令和 6 年 1 月 2 日以降に豊島区に転入された方	個人番号の調書 ※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、令和 6 年 1 月 1 日現在の住所地で発行する課税証明書または税額決定通知書の写し（単身赴任をされている生計を一にする方がいる場合、 <u>単身赴任されている方のもの</u> ）を提出してください。
豊島区外に単身赴任されている生計を一にする方がいる場合	
海外から転入された方	令和5年中の収入状況を確認できる書類（給与支払証明書等） ※外国語の場合は日本語訳もつけてください。
ひとり親の方	戸籍謄本の写し、児童扶養手当証書・ひとり親医療証の写し、のいずれか 1 点
税の未申告の方 （扶養家族以外の世帯全員）	令和6年1月1日時点の住所地にて住民税の税申告のうえ、個人番号の調書をご提出ください。※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、課税証明書または税額決定通知書の写しを申請書に添付してください。 住所地在豊島区で未申告だった方は、税申告した旨を区にご連絡ください。
※ 次の要件に該当する方は、戸籍謄本の写し、または障害者手帳等の写しを添付してください。 (1) 配偶者のいない者で現に児童を扶養している方 (2) 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る） (3) 要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯	

■ 補助金の交付時期

交付時期（予定）：4～8 月分：令和 6 年 11 月末

9～3 月分：令和 7 年 5 月末

交付方法：保護者の方への指定口座へ振り込み

※申請書の振込先口座の記載内容に誤りがあると、交付日に振込ができなくなりますのでご注意ください。

※今回の申請で年度末まで申請が可能です（途中転出・退園の場合は除く）。

※振込先口座は令和 7 年 5 月末まで解約しないでください。



認可外保育施設の利用料の請求書は、
左記 2 次元コードよりダウンロードが可能です。

■ 申請期限

各幼稚園指定の提出期限まで【期間厳守】

年度途中で豊島区へ転入された方や途中入園等された方は、速やかに申請をお願いいたします。



令和 6 年度補助金の申請期限は、令和7年4月4日(金)必着です。
期限を過ぎての申請は、支給ができない場合がありますのでご注意ください。

豊島区 子ども家庭部 保育課 幼稚園グループ
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 TEL03-4566-2481（直通）

■補助金の種類と補助金額等

豊島区（令和 6 年度後期）【移行園】

以下（1）及び（2）の補助は教育・保育給付 1 号認定又は 2 号認定の子どもが対象です。

（1）特定負担額補助金(入園料相当) 【 所得制限あり 】

令和 6 年度に私立幼稚園等に入園した場合、納入した入園料の一部を補助します。

※納入した入園料の額が補助金額に満たなかった場合は納入額を限度とします。園児 1 人につき 1 回限りです。

	所得の基準（令和 6 年度区市町村民税所得割課税額）	補助金額
対象	所得割課税額 420,000 円以下の世帯	50,000 円

（2）特定負担額補助(入園料相当を除く) 【 所得制限あり 】

保護者が納入した特定負担額（入園料相当を除く）の一部を補助します。年度内に保護者が納入した特定負担額（入園料相当を除く）が補助上限額となります。

対象園児に保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合、年齢に関わらず、年齢の高い順に第 1 子、第 2 子、第 3 子と数えます。

世帯区分	所得の基準（上限額） （区市町村民税所得割課税額）	補助金額（月額）		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
1	生活保護世帯、 世帯区分 2 のうちひとり親世帯等	12,200 円	12,200 円	12,200 円
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、 世帯区分 3 のうちひとり親世帯等	9,200 円	10,200 円	10,200 円
3	所得割課税額 77,100 円以下の世帯	7,800 円	7,800 円	10,200 円
4	所得割課税額 211,200 円以下の世帯	7,800 円	7,800 円	9,600 円
5	所得割課税額 256,300 円以下の世帯	7,800 円	7,800 円	9,000 円
6	所得割課税額 256,300 円を超える世帯	7,800 円	7,800 円	7,800 円

（3）預かり保育料 【 保育の必要性の認定の必要あり 】

教育・保育給付 1 号認定で幼稚園等に通園しており、保育の必要性の認定（施設等利用給付 2 号又は 3 号）を受けた方のみ対象です。1 日あたり 450 円、月あたり下記記載額を上限とし給付します。ただし、実際に支払った預かり保育料が下記記載の上限額を下回る場合は、預かり保育料が支給限度額となります。なお、預かり保育の利用日数及び利用料については、各園に報告いただくことで確認を行いますので、領収証等の提出は不要です。

また、通園している幼稚園の預かり保育が一定の基準を満たしていない場合、認可外保育施設等の利用料が、幼稚園の預かり保育料とあわせて下記上限額まで無償化の対象となります。認可外保育施設等の利用料の請求方法等については、園に配布しております「認可外保育施設等の利用料の請求手続きについて」をご確認ください。

対 象	認定区分（保育の必要性のない方は対象外）	補助上限額
3 歳児～5 歳児	施設等利用給付認定 2 号	11,300 円
満 3 歳児のうち住民税非課税世帯	施設等利用給付認定 3 号	16,300 円
満 3 歳児のうち住民税課税世帯の第 2 子以降	施設等利用給付認定 1 号＋保育の必要性が認められた方	16,300 円

（4）給食費(主食費・副食費)の免除 【 申請手続き等不要 】

給食を提供されており（牛乳のみ、おやつのみ提供の場合含む）、給食実費を園に支払っている場合に対象となります。（家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外）以下に該当する免除対象の方には、「給食費徴収免除のお知らせの送付について」にて免除のご案内を送付しております。免除方法等については、各幼稚園等にお問い合わせください。

対 象	認定区分
満 3 歳児から 5 歳児の子ども（ただし、2 号認定子どもは 3 歳児から 5 歳児）のうち、年収 680 万未満相当世帯（区市町村民税所得割課税額 211,200 円以下）の子どもまたは第 3 子以降※の子ども	教育・保育給付 1 号又は 2 号

※令和 6 年 4 月分より、実費徴収に係る補足給付（給食費補助）の多子計算に係る対象の子どもの年齢制限がなくなりました。対象園児に保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合、年齢に関わらず、年齢の高い順に第 1 子、第 2 子、第 3 子と数えます。

【その他のご案内】

◆生計を一にするご家族が単身赴任等の場合・・・同居、別居にかかわらず同一世帯として算定。

◆区市町村民税所得割課税額・・・世帯全員を合算。住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除の適用前の額。
園児が父母以外の親族（祖父母等）に扶養されている場合、その方の課税額も対象。4 月から 8 月分の補助額の算定には令和 5 年度所得割課税額、特定負担額補助金（入園料相当）及び 9 月から翌 3 月分の算定には令和 6 年度所得割課税額を用いて審査。

◆年度途中での入退園や、豊島区を転出入した場合・・・日割で計算。

◆補助金交付決定通知書・・・交付日の 1 週間前頃に自宅に郵送。年度途中で海外へ転出された方の通知書には年度末まで区で保管。

◆年度途中で世帯状況に変更があった場合・・・補助額が変更となる可能性があるため、速やかに区に連絡ください。

記入例

※訂正する場合は二重線で消し、書き直してください。
修正テープや修正ペン、消えるボールペンは使わないでください。

特定教育・保育施設通園児保護者補助金申請書

おもて

申請者同意の欄と同じ印を押してください。認印で構いません。

印

豊島区長あて

施設名	ひまわり	入園年月日	令和 6 年 4 月 1 日入園	
園児氏名	フリガナ トシマ サクラ 豊島 さくら	生年月日	平成・令和 2 年 7 月 11 日生まれ	
年齢区分	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
※該当歳児に○をしてください。	令和3年4月2日～令和4年4月1日に出生し満3歳に達した幼児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ	平成

■下記補助金に 1申請します。 か 2申請しません。 のどちらかに○をつけてください。

1	特定負担額(入園料相当)補助金について (令和4年度初入園の場合が対象)1回限りです。	① 申請します。 2 申請しません。(該当しません)
2	特定負担額(入園料相当を除く)補助金について	① 申請します。
3	施設等利用費(預かり保育利用料等)について (教育・保育給付1号認定を受け通園している子どものうち、保育の必要性の認定を受けた方のみ対象)	1 申請します。 ② 申請しません。(該当しません)

※上記補助金については、世帯所得等に応じて一部対象外となる補助金があります。

園児と同一世帯の方をすべて記入してください。
単身赴任など別居の場合も記入してください。

多子計算に影響しますので、区外在住の子も漏れなくご記入ください。
保護者と同一生計であれば、成人した子も含まれます。

氏名	生年月日	世帯主	
タロウ 太郎	大正・昭和・平成・令和 55年 5月 5日生		
ハナコ 花子	大正・昭和・平成・令和 58年 8月 8日生	妻	
イチロウ 豊島 一郎	大正・昭和・平成・令和 16年 12月 12日生	兄	〇〇大学2年生
トシマ ジロウ 豊島 二郎	大正・昭和・平成・令和 26年 4月 8日生	兄	あさがお小学校4年生
トシマ 豊島 もみじ	大正・昭和・平成・令和 4年 3月 4日生	妹	

※ 裏面もご記入ください。区処理欄には、記入しないでください。

区処理欄	整理NO.	年度	所得割 父…	円、母…	円
	第 子	年度	所得割 父…	円、母…	円

うら

■申請者(保護者)同意及び口座振込依頼書について

申請者(保護者)	特定負担額に伴う負担軽減補助金の交付可否決定に必要な世帯全員の住民登録情報及び保護者の区市町村民税額について、区が照会し利用するに同意した場合、以下の口座に振り込まれることとなります。	住所	丁目 番 号
氏名	押印してください。認印で構いません。	電話番号	
振込先	口座名義人氏名 (カタカナ)	※今年度から入園した場合(年度途中で豊島区に転入した場合も含む)は、口座情報の登録がないので、振込先口座を必ず記入してください。 ※ご兄弟が在園時に振込先口座を指定していた場合でも、今年度ご入園のお子様について改めて振込先口座をご指定ください。	本店又は出張所

※前年度分の申請をされた方について
前年度と同様の振込先とする場合は右記に○を付け、以下振込先欄
前年度に申請した振込先を変更する場合は以下の振込先欄にご記入ください。
なお、右記に○を付けたうえ、以下の振込先欄に記入をされた場合、以下

※申請者と口座名義人を必ず一致させてください。

※振込先口座は金融機関の「普通口座」をご記入ください。

※提出前に、金融機関名、支店名、口座番号、について、通帳などで再度確認し

■異動状況について(全員○してください。添付が必要な場合は)

令和6年1月1日時点の住所地(住民票)は、【父】 ☐ 豊島区 ☐ 区外(国)
【母】 ☐ 豊島区 ☐ 区外(国)

(1) 豊島区外にお住まいだった場合、 税情報に関する書類(個人番号の調書等)を ☐ 提出します。 ☐ 提出しません。
(2) ひとり親等の世帯に該当する場合、上記に関する書類(戸籍謄本等)を ☐ 提出します。 ☐ 提出しません。

補助金によって、税情報が確認できない場合に支給対象外となったり、支給額が変更となることがあります。金額などをご案内を確認してください。

年 月 日証明

表面記載の園児は当園に在籍し、以下のとおり保育料等を納入済みであることを証明します。

※ 最終チェック ※

☐ 記入漏れはありませんか？

☐ 押印(捨印・申請者同意印)に漏れはありませんか？
⇒押印のない場合、申請書は受理できません。

☐ 申請者と口座名義人は同一ですか？

☐ 振込先口座(金融機関・支店・口座番号・口座名義人)は間違いありませんか？

☐ 必要書類(課税証明書等)の添付漏れはありませんか？

☐ 必要書類(課税証明書等)はホチキス留めされていますか？

☐ 修正テープや修正ペン、消えるボールペンの使用はありませんか？
⇒使用されている場合、申請書が受理できません。
お手数ですが、新しい用紙で書き直しをお願いいたします。

お手数をおかけしますが、提出される前にご確認をお願い致します。